

農林水産省改革の取組状況について

平成 2 1 年 1 月 2 8 日

農林水産省

(注1) 本資料は、各部局の主な取組状況を1月23日時点で農林水産省改革推進室において取りまとめたものです。

(注2) 表中の農林水産省の組織については、以下のとおり略称を使用しています。

大臣官房各課：〇〇課、国際部：国、統計部：統、協同組合検査部：協、総合食料局：総、消費・安全局：消、生産局：生、経営局：経、農村振興局：農、技術会議事務局：技、林野庁：林、水産庁：水

各地方農政局：〇〇局、各農政事務所：〇〇農政、各農業水利事業所・農地防災事業所・農地整備事務所・土地改良調査管理事務所・土地改良技術事務所・農地保全事業所・水利事業建設所：〇〇事業所・〇〇事務所・〇〇建設所、各森林管理局：〇〇森林管理局、各漁業調整事務所：〇〇漁調

1 政策決定プロセスの改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
(1) 調整型プロセスとの訣別と開放的な参加型プロセスへの移行			
○「幹部職員自らが、まず最近行われた主要な政策決定プロセスを評価・検証し、改善策を見出していくべきである。」	各局庁	・ 3 月末までに、各局庁の幹部職員は、政策決定プロセスの評価・検証を行う。	<ul style="list-style-type: none"> （・ 全局庁において、主要な政策決定プロセスの検証に着手した。） ・ 個別の部署において評価・検証の対象を既に選定している。（食料安全保障課、環境バイオマス政策課、消） （取扱事例） ○ 食料自給率向上に向けた広報事業、食料の需給予測モデル事業、新型インフルエンザ対応（食料安全保障課） ○ 地球温暖化対策、生物多様性の保全に向けた取組（環境バイオマス政策課） ○ リスク管理（麦類のカビ毒汚染低減のための指針の策定等）、危機対応（高病原性インフルエンザ対応等）、表示（業者間取引への表示業務拡大等）、食育（教育ファーム）（消） ・ 新たな政策を決定するに当たっての課独自の政策プロセスの基本方針を策定した。（環境バイオマス政策課）
○「その改善策を第三者の目で評価し、その結果を、省内に浸透させるとともに、幹部職員の登用の際に必須的な課題として研修を行うべきである。」	官房政策課 官房秘書課	（・ 8 月末までに、官房政策課は、第三者の意見を聴取しつつ、結論を得る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月までに、新たな政策を決定するに当たっての課独自の政策プロセスの基本方針を農林水産省HPに掲載し、国民からの意見を募集し、反映する。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(2) 第三者の参画によるチェック機関の設置			
○「第三者の参画による政策決定プロセスに係るチェック機関を設置すべきである。」	「推進室」 (関係部局)	・ 3月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、政策決定プロセスのチェックに係る業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業に着手した。（推進室））

2 国民視点に立った政策・業務の実行の追求

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
(1) 親切、丁寧、正直をモットーとする業務実行の徹底			
○「職場職員同士はもちろん、省を訪れる方に対して面識がなくても声をかけ、挨拶する習慣の徹底」	各局庁 各地方組織 官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て、内外の人間を問わずに挨拶を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本省・地方組織の各部局・部署で、全職員に対して挨拶を奨励するため、幹部の訓辞、組織内会議、毎朝の朝礼、ポスターの掲示等各種の方法により趣旨を徹底した。また、今後も定期的に徹底する。 ・挨拶の励行に関する基本的な注意点をまとめたペーパーを作成し、局内全職員に配布した。（農） ・局内の官民交流者から挨拶等に関する民間企業の取組状況を調査した。その結果を取りまとめ、挨拶の奨励に活用する。（総） ・局内職員から局内に挨拶を奨励する標語を募集し、現在局内で投票を実施しており、投票で選ばれた標語を局内で掲示する。（技） ・挨拶等の徹底の効果を把握し、対応の改善の検討に生かすため、対外的な政策説明会において、林野庁職員の対応の印象についてアンケート調査を実施した。（林） ・挨拶等のお客様対応の実施状況を所内会議で毎月点検している。（山形農政）
		<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課は、「接遇マニュアル」や「お客様対応研修」に上記の挨拶の実施を盛り込む。 	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「接客マニュアルの作成と職員への徹底」	官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房秘書課は、接客マニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交换手、守衛等を対象に聴取調査を行い、接客マニュアルには掲載されていない各自の工夫や苦労話を「小さな心遣い集」として取りまとめ、職員で議論する。（経理課） ・ 接客マニュアルの作成に向け、1 月中に省内、民間の事例を収集・分析する。（秘書課） （当面の取組として、以下のような取組も実施） ・ 接客関係研修資料等を職員に配布した。（環境バイオマス政策課、技、信濃川事務所・亀田郷建設所） ・ 全職員の接客に対する取組を徹底するため、局独自の「接客診断チェックシート」を配布した。（九州局） ・ 全職員に名札を身につけることを徹底するとともに、職員相互に注意喚起している。（北海道農政、北陸局、近畿局、中国四国局、九州局、福井農政、島根農政、斐伊川沿岸事業所） ・ 独自の接客マニュアルを作成し、全職員に配布した。（北陸局、近畿局、九州局） ・ 1 月 30 日に農政事務所独自の「接客研修」を実施した後、研修受講者が講師として、同一課内の研修を実施する。（山口農政）
○「「お客様対応研修」の実施」	官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房秘書課は、「お客様対応研修」を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	・ 地方農政局に対し、各農政局における研修等に、秘書課が作成予定の接客マニュアルを活用した研修等を盛り込むよう指示した。2 月 6 日までに研修概要の提出を求めている。（地方課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「これまで実施してきた業界関係者中心の政策説明会に関し、消費者も含めて幅広く参加を募った意見交換の推進」	各局庁 各地方組織	・3月末までに、各局庁・各地方組織は、これまで実施してきた政策説明会を検証するとともにその改善案を検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> （各局庁において、これまで実施してきた政策説明会の問題点の検証と改善策の検討に着手した。） 対話集会では、施策の説明を極力少なくし、参加者からできるだけ多くの意見を出してもらえよう工夫した結果、毎回 30 件以上の意見が寄せられている。また、政策決定に当たっては、農林水産省の方針と異なる意見を有する外部有識者が参加した意見交換会を実施している。（環境バイオマス政策課） 今まで漁業者中心だった意見交換会について、自らの市場関係者、流通業者、消費者等幅広く意見を聴取するよう方針を改善した。（新潟漁調、瀬戸内漁調）
○「新たな政策については、ホームページに掲載することをもって満足せず、自発的、積極的に外部説明を行う対応の徹底」	各局庁 各地方組織	・3月末までに、各局庁・各地方組織は、自発的・積極的な外部説明の方策について検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> （各局庁において、外部説明方策の検討に着手した。） 入札参加希望者の拡大に向け、HP掲載する調達情報について、応募者の視点に立った情報提供方法に改善しており、2月より運用開始する。（経理課） 21年1月から制度の理解促進等を内容としたダイレクトメール等を、制度加入者向けに定期的に配付する。（経） 現地実査の公開や関係者と共同の調査を行うなど、統計値の作成プロセスを分かりやすく丁寧に説明した。（統） 外部説明能力を高めるため、全職員を対象に、所内研修発表会を開催している。（北奥羽事務所） 外部説明能力を高めるため、1月中に、職員各々の業務内容を用紙1枚で国民全般向けに分り易く説明する訓練を実施する。（山口農政） 農林水産省の所管外の業界に対して積極的に向いて、政策説明した結果、政策への協力が得られた。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「省全体の政策についてあらゆる機会を捉え、また積極的に機会を作って説明を行ういわゆる「政策外交員」の推進」	官房政策課 官房秘書課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、官房政策課及び官房秘書課は、各局庁・各地方組織が各々の外部説明の際に、省全体の政策について説明を行うことができるようマニュアルの作成や研修等について検討し、結論を得る。	・ 政策外交員の在り方や実現の方策等について検討するため、プロジェクトチームの立ち上げに向け、組織全体からメンバーを公募している。2 月初旬に第 1 回検討会を開催する。（政策課、秘書課） ・ 局長自ら消費者団体（13カ所）や食品業界団体等（25カ所）の集会等において直接情報提供を実施した。（近畿局） ・ 資源・環境政策に係る主要な施策については全職員が外部に説明できるよう、説明資料の作成プロセスにおいて、全職員が参画している。（環境バイオマス政策課）
(2) 都合の悪い情報こそ公開する組織風土の形成			
○「研修、日々の業務運営、定期的な会議等あらゆる機会を捉えて、「都合の悪い情報こそ公開する組織風土」の形成を図るべきである。」	報道室 官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、報道室及び官房情報評価課は、過去の事例も踏まえながら、都合の悪い情報こそ公開する風土にふさわしい「報道マニュアル」の改訂や情報提供のためのマニュアルについて検討し、結論を得る。	（・「報道マニュアル」の改訂に向けて検討に着手した。（報道室）
(3) 第三者を長とする内部監査体制の構築			
○「各部局の「国民視点度」を評価する常設の内部監査体制を構築すべきである。」	「推進室」 （関係部局）	・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、内部監査の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・業務・組織の在り方の基本的な考えた方の取りまとめに向けた、検討作業に着手した。（推進室） ・ 国民目線に立っていない資料作成が行われていないか、作成プロセスにおいて、全課員がお互いにチェックしている。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(4) 「省内目安箱」の設置による内部通報の積極的活用			
○ 「「省内目安箱」を上記の内部 監査体制と事務次官の下の 2 カ所に設置すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、 「省内目安箱」を含めた内部通 報等のルールを検討し、結論を 得る。	（・省内の内部通報等のルールの制定に向け、検討に着手した。（秘書課））

3 リスク管理・危機管理の改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
(1) リスク管理体制の省内への徹底			
○「リスク管理のプロセスについてのガイドラインを作成し、リスク管理についての知識を広く共有すべきである。」	官房政策課 関係部局	・ 3月末までに、消費・安全局で作成の「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」等に倣い、食の安全のほか、食料安全保障、金融、防災などの分野でリスク管理を担当する本省・地方組織の各部署は、リスク管理のプロセスに関するガイドラインについて検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・本省の一部の部局・部署において所管する業務に関連するリスクの管理プロセスの検証等を開始した。（食料安全保障課、経理課、協、総、消、経、農、技、生） （取扱例） ○新型インフルエンザについては、20年12月に農林水産省として実施すべき事項を「農林水産省新型インフルエンザ対策行動計画」と取りまとめた。発生時の取組は、同行動計画とともに「不測時の食料安全保障マニュアル」に規定する措置を実施する。実施手順は概ね策定済み。3月末まで骨子を作成する。（食料安全保障課） ○公金の取扱いに関する不正行為を未然に防止するため、公金支出のプロセスごとに点検し結果をプロセスの改善に反映する。（経理課） ○一貫した品質管理体制の確立のため1月5日から「検討チーム」を設置した。品質管理に関する外部専門家を1月中旬から公募した。（総） ○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく遺伝子組換え農作物の管理の標準手順書の検討に着手した。（消） ○現状の対応の見直しを含め、大規模災害等の初動対応等の手順書等の策定を検討する。（経） ○事故関係、災害関係のリスク管理プロセスの現状の検証に向け、調査表を作成している。（農）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「このガイドラインに基づき、国内外の知見や消費者・利害関係者からの情報収集・分析を効果的に行う体制を整備すべきである。」	各局庁 各地方組織	（・8月末までに、各局庁・各地方組織は、消費・安全局で実施している消費者や事業者との意見交換会や実態調査、文献調査及びそれらの結果を分析・活用して行うリスクプロファイルの作成などを参考に、ガイドラインに基づき情報収集・分析を行う体制について検討し、成案を得る。）	
○「業務を通じて得られた「ヒヤリ、ハット体験」を共有化するとともに、実施したリスク管理措置については、定期的にモニタリングを行うべきである。」	官房政策課 各局庁 各地方組織	・3月末までに、官房政策課は、「ヒヤリ・ハット体験」の共有化のための方策を検討し、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハット事例収集のための実施要領を作成している。（政策課） ・業務ごとの失敗が起こりやすい点を明確にするため、業務手順の分析を試行的に行っている。（文書課） ・毎週課内で、各職員がそれぞれ経験した失敗等について、改善策を議論し、結果を文書として共有している。（環境バイオマス政策課） ・管内の食品表示110番に関する失敗事例を検証し取りまとめて組織内で共有した。（北海道農政） ・県内で発生した米麦に関する事故等の対応例を検証し、不適切な事例等を取りまとめて組織内で共有した。（山口農政） ・消費・安全部職員各自の「ヒヤリ、ハット体験」について意見交換会を実施し、経験を部内で共有した。（広島農政） ・2月中を目途に、過去2か年度程度の間が発生した事務所として対処困難であった事案をリストアップし、その内容、発生要因、結果等を整理し、所内で情報共有する。（青森農政）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「地方出先機関においては、リスク管理措置を普及するのに必要な意識及び知識の向上を図るための研修等を実施すべきである。」	官房秘書課 関係部局	・ 3月末までに、官房秘書課は、地方出先機関におけるリスク管理措置などの研修を担う者（トレーナー）の育成を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	・ 全ての部署の職員を対象としたリスク管理に関する独自の勉強会を実施した。（富山農政）
○「外部からの情報提供が潜在的なリスクの発見の端緒になり得ることから、これらの情報を受け取り、管理する一元的な体制を整備すべきである。」	官房情報評価課	・ 3月末までに、官房情報評価課は、提供された情報を管理する一元的な体制の内容・規模等を検討し、結論を得る。	（・ 外部から提供された情報を一元管理するシステムの検討に着手した。（情報評価課） ・ 外部から情報提供や政策批判等があった際には、発言内容をメモにして省内に周知し、対処方針を検討するよう職員に徹底している。（環境バイオマス政策課）
○「外部から受け取った情報を適切に処理するためのマニュアルを作成し、共有すべきである。」	官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3月末までに、官房情報評価課は、食品表示 110 番で実施している情報の受付・記録・回付等に関する進行工程管理チェックシート等を参考としてマニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	・ 事故米問題を受けて、総合食料局独自の「通報対応マニュアル」を情報評価課と調整しつつ作成している。（総） ・ 外部との対応の記録を作成している。（北海道農政、九州漁調） ・ 毎週課内で、外部から情報を受け取った際の対応について、改善策を議論し、結果を文書として共有している。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
(2) 危機管理マニュアルの整備と模擬訓練の実施			
○「各部局において重大な事案の発生が想定される業務は、本省・地方を通じた危機管理体制や対応マニュアルを整備すべきである。」	官房政策課 関係部局	・ 3月末までに、緊急事態に対応可能な体制をとっている食品安全分野のほか、食料安全保障、金融、防災などの分野で危機管理を担当する本省の各部署は、地方組織と協議しつつ、本省・地方を通じた危機管理体制や対応マニュアルのあり方を検討し、成案を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する業務に関連する重大な事案の発生を想定した危機管理マニュアルの作成等に取り組んでいる。（消、総、生、経、農、技） （取扱例） ○ 農林水産省における緊急時の食品安全に関する対応の基本指針の見直しが必要な箇所を点検している。（消） ○ 新型インフルエンザ発生時の行動計画について取りまとめた。また、この行動計画とともに実施する食料不足時の対応について、実施手順を検討している。（食料安全保障課） ○ 新型インフルエンザ発生時を想定した食料の安定供給の確保に向け、主要食品の生産量及び生産拠点の実態調査を実施し、結果を取りまとめた。また、災害発生時の食品関連企業の業務継続計画を作成するためのガイドラインと家庭における食料備蓄モデルの検討に取り組んでいる。（食料安全保障課、総） ○ 災害応急対策等を行う職員の非常時対応計画の策定に着手した。（経） ○ 研究資金に関する不正行為が発生した場合の職員向け対応マニュアルを整備した。（技）
○「各部局は危機管理マニュアルに基づき定期的に模擬訓練等を実施すべきである。」	関係部局	（・ 4月より、各局庁・各地方組織は、上記マニュアルに基づき、消費・安全局で実施している訓練を参考にしつつ、定期的に模擬訓練等を行う。）	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(3) 危機管理情報のチェック体制の充実			
○「危機を予見する情報の提供があった際には、情報提供者の匿名性を守りながら、それに対する対応全体を責任を持って統括する部署を明確にすべきである。」	官房情報評価課	・ 3 月末までに、官房情報評価課は、危機を予見する情報提供を統括する部署を定める。	（・ 情報提供を統括する部署の検討に着手した。（情報評価課））
○「あらかじめ国民にどのように情報を提供するかについてのマニュアルを作成し、職員に周知すべきである。」	報道室 官房情報評価課 各局庁 各地方組織	・ 3 月末までに、報道室及び官房情報評価課は、情報提供に関するマニュアルを作成し、各局庁・各地方組織へ配布する。	（・ 「報道マニュアル」の改訂に向けて検討に着手した。（報道室） ・ 事故米問題を受けて、総合食料局独自の「通報対応マニュアル」を情報評価課と調整しつつ作成している。（総）【再掲】 ・ 消費者、生産者、流通業者への情報伝達のタイミングと内容について、2 月中を目途に、意見交換会等を通じて確認し、マニュアルとして取りまとめる。（青森農政）
○「国民にとって重要な危機管理情報については、プレスリリース等の実施に当たり、科学的知見その他の専門的知見をもったスタッフがチェックを行う仕組みを設けるべきである。」	報道室 官房秘書課	・ 3 月末までに、報道室は、スタッフの位置づけやチェックを行う仕組みの内容・規模等について検討し、結論を得る。 ・ 3 月末までに、官房秘書課は、専門的知見をもったスタッフの育成方法等について検討し、結論を得る。	（・ スタッフの位置づけやチェックを行う仕組みの内容・規模等について検討に着手した。（報道室） （・ 科学的知見その他の専門的知見をもったスタッフの育成方法に関する検討に着手した。（秘書課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(4) リスク管理・危機管理の常時チェック体制の構築			
○「各部局のリスク管理・危機管理対応を評価するとともに、リスク管理と危機管理を担当するハイレベルな常設スタッフと専属の組織を設けるべきである。」	「推進室」 (関係部局)	・ 3 月末までに、「推進室」は、関係部局や専門的知見を有する内外の者の協力を得つつ、各部局のリスク管理・危機管理対応の評価等の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業に着手した。（推進室））

4 業務内容の改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
(1) 国民視点に立った業務再点検運動の実施			
<p>○「農林水産省内のすべての部署は、職員全員の参画を得て、「国民視点に立った業務再点検運動」を年度末までに実施すべきである。また、その結果は、各部署ごとに対外的に公表すべきである。」</p> <p>○「毎年9月の「国民視点確認月間」に「国民視点に立った業務再点検運動」を実施すべきである。」</p>	<p>各局庁 各地方組織</p>	<p>・3月末までに、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て、「緊急提言」別紙1に記載された11月に行われた業務点検における問題点を参照しつつ自らの業務を再点検し、その結果をホームページへの掲載等により外部へ公表する。</p>	<p>（・ほとんどの局庁、地方組織において、「緊急提言」を踏まえた業務点検に着手した。）</p> <p>・入札参加希望者の利便性向上に向け、HPに掲載する調達情報について、応募者の視点に立った情報提供方法に改善している。2月より運用を開始する。（経理課）【再掲】</p> <p>・統計業務の民間委託に伴う支障事例を現場や統計利用者からの情報により検証し、農林水産統計の課題について、利用者や有識者、関係行政機関等に説明した。（統）</p> <p>・全森林管理局において、1月15日から国民視点での施策の提案の募集を開始した。（森林管理局）</p>
(2) 消費者を含めた第三者の意見の反映			
<p>○「各部局において消費者を含めた第三者の業務運営に関する意見に耳を傾けるべきである。」</p>	<p>各局庁 各地方組織</p>	<p>・3月末までに、上記の業務再点検に併せ、各部局及び各地方組織は、業務運営について第三者からの意見を伺う体制について検討し、結論を得る。</p>	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「今回の農林水産省改革については、農林水産省のホームページや、省内掲示板に多くの意見が寄せられた。この中には、個別業務の見直しについての意見も含まれていた。このため、「国民視点に立った業務再点検運動」に併せ、こうした意見を担当部署が検証し、改善を行ったものについては公表すべきである。」	各局庁 各地方組織	・3月末までに行う業務再点検に際し、本省及び地方組織の各部署は、農林水産省ホームページや省内掲示板に寄せられた意見を反映し、その内容をホームページへの掲載等により外部へ公表する。	・農林水産省 HP の「環境バイオマス政策」のコーナーに、「環境バイオマス政策にあなたの声を！」として、国民からの意見の受付窓口を平成 20 年 12 月に設置した。（環境バイオマス政策課） （・寄せられた意見を踏まえ、農林水産省のロゴの利用ルール、省内電子掲示板の管理方法、農林水産省 HP の情報更新に関する見直しに着手した。（情報評価課）

5 従来の慣行にとられない国民視点での組織運営の実現

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(1) 幹部職員の陣頭指揮による意識改革の取組			
○「幹部職員が先頭に立って国民に省の改革姿勢を発信しつつ、職員一人一人の意識改革を促すべきである。」	各局庁 各地方組織	・直ちに且つ定期的に、幹部職員は、省の改革姿勢を発信し職員一人一人の意識改革を促すため、談話の発表や地方組織との意見交換等の取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 16 日より、事務次官自ら全ての農政局の管内を訪れ、意識改革を促すため、訓示や職員との意見交換等の取組を行っている。（北海道農政、近畿局管内で実施済み） ・ 1 月 19 日に、職員同士の意識や情報の共有を図るため、全職員に対し、改革推進室の考え方や優良な取組事例を紹介するとともに、職員からの幅広い意見等を受け付ける「省改革 DM（ダイレクトメール）」の配信を開始した。（以後、定期的に配信。）（推進室） ・ 各局庁、各地方組織の部署で、幹部職員は職員の意識改革を促すため、訓示や意見交換等の取組により、趣旨を徹底した。 ・ 意識改革の促進を目的とした組織内掲示板を設置した。（統、総、東海局、北陸局、近畿局、九州局、新潟農政） ・ 就任時の記者会見において、局長自身が先頭に立って業務改革に取り組む旨表明した。また、会見の概要を HP 等で周知した。（東海局） ・ すべての地方農政局（北海道農政を含む。）では、昨年 12 月中に組織の長をトップとする改革推進体制を整備した。 ・ 局幹部が、管内全 24 署に出向き、業務改善に向けて、業務実態把握、職員との意見交換を実施した。（東北森林管理局）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「職員に対して明確な「行動規範」を示し、農林水産省の使命を明らかにした「ビジョン・ステートメント」とともに、その遵守を徹底すべきである。」	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末までに、官房秘書課は、省内横断チームを結成し、全職員一人一人の行動の拠り所となるべき行動規範の原案を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁、民間企業の行動規範の事例を収集・分析した。また、行動規範を検討するため、「行動規範プロジェクトチーム」の立ち上げに向け、組織全体からメンバーを公募しており、2月初旬に第1回検討会を開催する。（秘書課） ・ 「緊急提言」を踏まえ、中国四国農政局独自の職場の心得十箇条を改正し、職員に周知した。（中国四国局） ・ 職員の意見を集約し、1月中に事務所独自の職場における心得五箇条を作成する。（山口農政） ・ 地方組織の多くの部署において、名刺や名札等によるビジョン・ステートメントの常時携行が行われている。
○「職員一人一人に、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるべきである。」	各局庁 各地方組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動や情勢の変化等に応じ不断に、本省及び地方組織の各部署の長は、職員一人一人に対し、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるため、部下との面接等の取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> （・ほとんどの部局・部署において、担当すべき業務内容とその遂行のための権限と責任の範囲を確実に認識させるための面接等の実施に向けた準備に着手した。） ・ 月1回程度の全職員による全体会議を開催するとともに、職員個々が自ら業務管理を行う独自の事業管理手法を検討し、運用している。（北陸常願寺川事業所） ・ 毎月の課内業務打ち合わせの際に、担当業務の責任範囲等について確認している。（徳島農政）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(2) 組織全体の国民視点を高めるための人事改革			
○「平成 21 年度から導入される新たな人事評価において、「国民視点」に立った業務遂行姿勢の有無を評価の着眼点として盛り込むべきである。特に、政策立案等の点で大きな責任を有する幹部職員について、この点を重視した評価制度の運用を行うべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、国民視点を盛り込んだ新たな人事評価の省内ルール案を作成する。	（・ 新たな人事評価制度の導入に向けた検討に着手した。（秘書課））
○「組織全体に緊張感を持たせ、また職員一人一人の意識改革を進めていくため、数値目標を持った行動計画を各部局等で策定することなどにより、人事交流を大幅に拡大すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。	（・ 省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「本省課長職への登用に当たっては、専門分野だけでなく、省の基本政策全般にわたる知見の有無も重視されるルールを設定すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、本省課長職登用に際しての省内ルールを作成する。	（・ 本省課長職への登用に当たっての省内ルールの検討に着手した。（秘書課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「経験者採用、任期付き採用などの新しい枠組みを活用して各分野の専門家を確保すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「業務の中核を担う課長補佐クラスを中心に在任期間を長期化すべきである。特に、食品安全、検査、国際交渉など深い知見と経験が必要な分野については、在任期間を原則3年以上とすべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「特定分野に長期間携わる人材を確保するための「専門スタッフ職制度」を積極的に活用すべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「新たな人事評価制度を十全に活用し、年功を重視する人事慣行から脱却して、専門性、職務効率、実績などの評価を重視した昇任等を徹底すべきである。その際、事務官・技官の固定的な人事配置も見直すべきである。」	官房秘書課	・ 3月末までに、官房秘書課は、人事評価の省内ルール案を作成する中で、具体的な評価方法、評価の昇任等への方法を定めた内部ルールを策定する。	（・新たな人事評価制度の導入に向けた検討に着手した。（秘書課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「Ⅱ種、Ⅲ種職員のⅠ種登用について、毎年度の登用目標を定め、意欲と能力のある職員の発掘に努めるべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。 【再掲】	（・ 省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「本省管理職を含め人材の育成が急務な分野や海外派遣等に係るポストを中心に、公募制度を大幅に拡大すべきである。」	官房秘書課	・ 速やかに、官房秘書課は、海外派遣など可能なものから公募を開始する。	・ 平成 21 年、22 年派遣の海外出向について、公募を開始した。23 年以降も順次公募に切り替える。（秘書課）
(3) 食品安全業務の一斉研修など研修の強化			
○「今年度中に、農林水産省の全職員に対して食品安全に係る基礎的な研修を一斉に実施すべきである。特に食品を取り扱う業務に従事している職員に対してはよりレベルの高い研修を実施し、来年度以降もその取組を継続すべきである。」	官房秘書課 消費・安全局	・ 3 月末までに、官房秘書課は、消費・安全局の協力を得ながら、全職員に対して食品安全に係る基礎的な研修を一斉に実施するとともに、必要な者にはよりレベルの高い研修を実施する。また、研修を適切に実施できるよう人材育成、組織等の体制を整備する。	・ 1 月より、農林水産省全職員を対象にした食品安全に関する基礎的研修を順次実施している。また、食品関係の担当者向けのより高度な研修を実施している。（秘書課、消） ・ 研修終了後に効果測定を実施するとともに、解答集を配布して、フォローアップを行う。（東海局）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「全職員について、今後、昇任時には食品安全に係る講義を義務づけるべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、食品安全のカリキュラムを含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。また、研修を適切に実施できるよう人材育成、組織等の体制を整備する。	（・ 研修計画の検討に着手した。（秘書課））
○「本省の課長職登用時には、このような食品安全に係る講義に加え、消費者視点の重視、政策決定プロセスの透明化、コミュニケーション能力の向上など本省幹部職員として必要な項目について研修を行うべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、幹部職員への新たな研修カリキュラムを含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	（・ 研修計画の検討に着手した。（秘書課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「BSE や事故米の事例を教訓に、農林水産省の過去の失敗や反省を組織的に継承すべきである。」	関係部局 「推進室」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月末までに、過去に BSE 問題や事故米問題を担当した局庁・地方組織は、継承すべき自らの失敗や経験をレポートとして作成し、成案を得る。 ・ 新たに類する問題が発生した場合には、担当部局は、問題を解決したのち、直ちに継承すべき自らの失敗や経験をレポートとして作成し、成案を得る。 ・ 成案が得られたレポートについては、直ちに、「推進室」が、各局庁・各地方組織に配布し、職員への浸透・徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故米に関する失敗や経験についてのレポートの作成に着手した。（総消費流通課） ・ BSE 問題に関する行政対応の問題点及びその背景等についてのレポートの作成に着手した。（消、生） ・ 毎週課内で、各職員がそれぞれ経験した失敗等について、改善策を議論し、結果を文書として共有している。（環境バイオマス政策課）

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 23 日時点）
(4) 縄張り意識により分断されたカルチャーの融合と共通の使命感の醸成			
○「職員の行動規範など全省的に検討すべき事項、新しい国民ニーズに対応するために複数の部局が協調しなければならない事項などについて、省横断チームをその都度編成し、既存の概念にとらわれない論議を行う。」	各局庁 各地方組織	・ 必要に応じ、各局庁・各地方組織は、複数の部局が協調するような事項について省内横断チームを設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政改革について、各部局の専門グループを超えた職種横断的なチームにより総合的な政策パッケージの検討及び提案を行う取組を 1 月中に開始する。(推進室) ・ 所掌にとらわれずに参加が可能な構成員公募型のプロジェクトチームを設置した。現在、のべ 50 人の職員が参加している。(東海局) ・ 「緊急提言」公表以降現在までに以下の省内横断検討チームが設置された。 <ul style="list-style-type: none"> ○省 CO2 効果の表示に関する取組(12 月)(環境バイオマス政策課) ○農商工連携に関する取組(1 月 13 日)(総) ○自給力向上に向けた戦略作物の生産拡大に関する取組(1 月 16 日)(生) ・ 1 月に、より親切でわかりやすい対外発信を行うため、局内若手による「HP リニューアルプロジェクトチーム」を設置した。(関東森林管理局)
○「重要な政策テーマについて、担当部局以外からの提案を推奨する。」	各局庁 各地方組織	・ 必要に応じ、重要な政策テーマを担当する部局は、その他の部局からの意見聴取に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要政策を事務所の掲示板に掲げ、担当部署以外からの意見を募集する体制を 2 月早々に整備する。(奈良農政) ・ 農政改革について、各部局の専門グループを超えた職種横断的なチームにより総合的な政策パッケージの検討及び提案を行う取組を 1 月中に開始する。(推進室)【再掲】 ・ 所掌にとらわれずに参加が可能な構成員公募型のプロジェクトチームを設置した。現在、のべ 50 人の職員が参加している。(東海局)【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1月23日時点）
○「自由に意見を言える職場環境づくりを上司が率先して行う。」	各局庁 各地方組織	・直ちに、本省及び地方組織の各部署の長は、全職員が自由に意見を言える職場環境づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・1月19日に、職員同士の意識や情報の共有を図るため、全職員に対し、改革推進室の考え方や優良な取組事例を紹介するとともに、職員からの幅広い意見等を受け付ける「省改革DM（ダイレクトメール）」の配信を開始した。（以後、定期的に配信。）（推進室）【再掲】 ・職場環境に関する匿名のアンケート調査を実施する。（林） ・意見交換の行いやすい環境を整備するため、机上の書棚の撤去やフリーディスカッションの場を設ける等に取り組んでいる。（環境バイオマス政策課、生） ・業務改革に関するものなどの自由な提案を受け付ける組織内掲示板を設置した。（技、東海局、九州局、新潟農政、兵庫農政、（整備中：食料安全保障課、近畿局、奈良農政）） ・所長、次長が所内を巡回し職員への声掛運動を実施している。（山口農政） ・農政改革について、各部局の専門グループを超えた職種横断的なチームにより総合的な政策パッケージの検討及び提案を行う取組を1月中旬に開始する。（推進室）【再掲】 ・所掌にとらわれずに参加が可能な構成員公募型のプロジェクトチームを設置した。現在、のべ50人の職員が参加している。（東海局）【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
(5) 地方出先機関と本省との迅速かつ的確な意思疎通の推進			
○「地方出先機関が業務上の窓口である本省関係部局に対して質問、照会、意見具申、業務改善提言等を行っても明確な回答が得られない場合、地方出先機関から、直接、苦情を受け付けることができる地方ホットラインを官房に設けるべきである。」	官房政策課	・ 3 月末までに、官房政策課は、地方ホットラインの内容について検討し、結論を得る。	・ 地方ホットラインの実施要領の原案を作成し、現在、各局庁・各地方組織と協議を行っている。（政策課）
○「IT 技術の活用により、本省と地方出先機関との会議の頻度を高める。これにより、現場実態と本省との意識のずれの早期発見、地方出先機関と本省幹部職員との問題認識の共有化を進める。」	官房地方課 官房情報評価課	・ 3 月末までに、官房地方課は、IT 技術を活用した本省と地方出先機関との会議の内容・頻度等について検討し、結論を得る。 ・ 3 月末までに、官房情報評価課は、地方出先機関との会議を行うために必要なシステム等の導入に関する検討を行い、結論を得る。	（・ IT 技術を活用した本省と地方出先機関との会議を行うためのシステムについての検討に着手した。（地方課、情報評価課））
○「ホームページや省内掲示板の活用により、各種情報の共有化と業務改善に向けた提言の汲み上げを行っていく。」	官房情報評価課 官房秘書課	・ 直ちに、官房情報評価課及び官房秘書課は、内外からの意見聴取のためのホームページ及び省内掲示板等のシステム整備を行う。	（・ 従来情報共有していなかった情報についても幅広く地方農政局との共有化の検討に着手した。（文書課） （・ 農林水産省 HP 及び省内電子掲示板を活用した既存の意見聴取システムを活用しつつ、その見直しを含むシステムの活用方法の検討に着手した。（秘書課、情報評価課））

	関係部局	平成 21 年 3 月末	各部局の主な取組（1 月 2 3 日時点）
○「地方出先機関と本省との人事交流を積極的に進める。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】	（・ 省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
(6) 健全な労使関係構築のための工程表の作成と透明な実行・管理			
○「国民視点に立ち、不適切な労使慣行がないか点検し、もしあれば、労使間で協議の上で、より健全な労使関係の構築に向けた工程表を作成すべきである。また、工程表に沿った改善過程については、国民に公表していくべきである。」	官房秘書課 官房地方課	・ 3 月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、不適切な労使慣行がないか点検を行う。	・ 1 月中に、点検に関する調査項目・様式の成案を得る。（秘書課、地方課）

6 国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革

	関係部局	平成 21 年 3 月末	主な部局の取組
(1) 地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局のあり方の抜本的見直し			
○「地方農政事務所については、その中核的業務がこのような取扱いになることに伴い、原則廃止が相当である。また、これに伴い、地方農政局及び本省総合食料局も大幅な見直しを行うべきである。」	総合食料局	・ 3 月末までに、総合食料局は、主要食糧業務の今後の取扱い及び見直し後の同業務を担う組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・ 今後の主要食糧政策・業務の全体の見直しの中で検討する。（総））
○「地方農政事務所は、食品表示 G メンによる表示の監視、農業者の経営支援など、食糧業務以外の役割も担っている。それらについては、個々の業務の特性に応じ、引き続き国の業務として実施する、住民の身近な業務として都道府県に移管するなど、個別に十分な検討を行うべきである。」	官房地方課 (関係部局)	・ 3 月末までに、官房地方課は、関係部局の協力を得つつ、地方農政局・地方農政事務所が担っている業務の今後の取扱い及び国に残る業務を担う組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。	（・ 関係部局と随時意見交換を行いながら、今後の業務の取扱い及び組織の在り方についての基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業に着手した。（地方課））
(2) 平成 22 年度抜本的機構改革と国民視点に立つ組織への転換			
○「平成 22 年度を改革の成果が結実する「農林水産省新生元年」とすべく、前述の見直しと併せて、国民視点に立った抜本的な機構改革を行うべきである。」	「推進室」 官房文書課	・ 3 月末までに、「推進室」及び官房文書課は、各部局に抜本的な機構改革の検討を行わせた上で、平成 22 年度の抜本的な機構改革に係る「農林水産省機構改革の基本方針」を取りまとめる。	（・ 各部局と随時意見交換を行いながら、機構改革の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業に着手した。（推進室））

7 改革の効果が不可逆的に永続する取組

	関係部局	平成 21 年 3 月末	主な部局の取組
(1) 「ビジョン・ステートメント」と「行動規範」の徹底			
<p>○「農林水産省の使命を明らかにした「ビジョン・ステートメント」や「行動規範」は、全職員一人一人の行動の拠り所となるべきものである。」</p> <p>○「様々な広報雑誌への掲載のみならず、職員が常時携帯が可能なものとし、その徹底・浸透を図るべきである。」</p>	官房秘書課	<p>・ 3 月末までに、官房秘書課は、省内横断チームを結成し、全職員一人一人の行動の拠り所となるべき行動規範の原案を作成する。 【再掲】</p>	<p>・ 他省庁、民間企業の行動規範の事例を収集・分析した。また、行動規範を検討するため、行動規範プロジェクトチームの立ち上げに向け、組織全体からメンバーを公募しており、2 月初旬に第 1 回検討会を開催する。【再掲】（秘書課）</p> <p>・ 1 月から始業時においてビジョン・ステートメントの唱和を行っている。（推進室）</p> <p>・ 地方組織の多くの部署において、名刺や名札等によるビジョン・ステートメントの常時携行が行われている。【再掲】</p>
(2) 改革推進のミッションを担う部署の設置			
<p>○「早急に「農林水産省改革推進室」を設置し、この提言の実現に向けた改革が省内で徹底されるよう監督させるべきである。」</p>	官房秘書課	<p>・ 年明け早々に、官房秘書課は、「推進室」を立ち上げる。</p>	<p>・ 農林水産省改革推進本部の事務局として、平成 21 年 1 月 5 日に農林水産省改革推進室を設置した。（秘書課）</p> <p>・ すべての地方農政局（北海道農政を含む。）では、昨年 1 2 月中に組織の長をトップとする改革推進体制を整備した。【再掲】</p>
(3) 毎年 9 月に「国民視点に立った業務再点検運動」を実施			
<p>○「業務改革運動が継続的に展開されるよう、BSE 問題、事故米問題が発覚した 9 月を「国民視点確認月間」とし、毎年、「国民視点に立った業務再点検運動」を実施するべきである。」</p>	各局庁 各地方組織	<p>（・「国民視点確認月間」である 9 月に、本省及び地方組織の各部署は、全職員の参画を得て自らの業務を再点検し、その結果をホームページへの掲載等により外部へ公表。【再掲】）</p>	

	関係部局	平成 21 年 3 月末	主な部局の取組
○「国民視点確認月間」では、職員一人一人に対して意識改革調査を行うなど、個々の職員レベルからの運動を展開していくべきである。」	官房秘書課	(・「国民視点確認月間」である9月に、官房秘書課は、意識改革調査を実施する。)	
(4) 内部監査組織による定期的な意識改革のチェック			
<p>○「業務運営をチェックする内部監査組織においては、組織運営の面においても各部局において改革が不可逆的に実施されているかチェックを行うべきである。」</p> <p>○「その際、管理職による指揮命令とその執行が適切に行われているかチェックを行うべきである。」</p> <p>○「職員に対するヒアリングなどを通じ管理職が組織統率や人材育成についてその任務を十分果たしているかなどについてもチェックを行うべきである。」</p> <p>○「外部に対する評価調査などを実施し、国民的な視点から、農林水産省の業務・組織運営が改善されているかチェックを行うべきである。」</p>	「推進室」 (関係部局)	<p>・3月末までに、「推進室」は、関係部局の協力を得つつ、内部監査の業務・組織の在り方について検討を行い、基本的な考え方を取りまとめる。【再掲】</p>	<p>(・業務・組織の在り方の基本的な考え方の取りまとめに向けた検討作業に着手した。(推進室)【再掲】)</p> <p>・毎週課内で、各職員がそれぞれ経験した失敗等について、改善策を議論し、結果を文書として共有している。(環境バイオマス政策課)【再掲】</p>

	関係部局	平成 21 年 3 月末	主な部局の取組
(5) 職員のモチベーションの向上			
○「職員のモチベーションを高めるため、政策の企画・立案や、業務運営の改善について、職員が積極的に提言できる仕組みを構築すべきである。」	官房秘書課 官房情報評価課	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに、本省及び地方組織の各部署の長は、全職員が自由に意見を言える職場環境づくりに取り組む。【再掲】 ・直ちに、官房情報評価課及び官房秘書課は、内外からの意見聴取のためのホームページ及び省内掲示板等のシステム整備を行う。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月19日に、職員同士の意識や情報の共有を図るため、全職員に対し、改革推進室の考え方や優良な取組事例を紹介するとともに、職員からの幅広い意見等を受け付ける「省改革DM（ダイレクトメール）」の配信を開始した。（以後、定期的に配信。）（推進室）【再掲】 （・農林水産省HP及び省内電子掲示板を活用した既存の意見聴取システムを活用しつつ、その見直しを含むシステムの活用方法の検討に着手した。（秘書課、情報評価課）【再掲】） ・職員のモチベーション向上のため、職員の自由な発想で企画された施策を課全体で共有し、政策提案するとともに、その成果についても省内外に周知している。（環境バイオマス政策課）
○「国民と直接触れ合う機会が多い部署で様々な人材が活躍できる人事配置に心がけるべきである。」	官房秘書課 官房地方課	<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課及び官房地方課は、省内に作業チームを設置し、「人事交流拡大行動計画」（仮称）に盛り込むべき事項等を整理する。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> （・省内作業チームを設置し、検討に着手した。（秘書課、地方課））
○「所掌や組織の単位を超え、組織横断的な人材・能力・知識の活用とチャレンジを引き出すため、自主的プロジェクト活動を推奨すべきである。」	官房秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・3月末までに、官房秘書課は、自主的プロジェクト活動を推奨するための方策について検討し、結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> （・既存の自主的勉強会を検証し、改善策の検討に着手した。（秘書課）） ・12月から事業所内の自主研究成果等発表会を開催している。（東北局管内事業所） ・新たに、職員が、自主的なプロジェクトチームの設置を提案できる制度を作った。（九州局） ・農政改革について、各部局の専門グループを超えた職種横断的なチームにより総合的な政策パッケージの検討及び提案を行う取組を1月中に開始する。（推進室）【再掲】

	関係部局	平成 21 年 3 月末	主な部局の取組
○「新規採用者等を指導するメンター制の導入やコーチング等人材育成手法についての研修を実施すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、メンター制の導入やコーチング等人材育成手法を含めた平成 21 年度の研修計画を策定する。	・ 部下の人材育成、マネジメントが適切に行われる環境を整備するため、1 月に省横断の「農林水産省人づくりプロジェクト」を策定した。（秘書課）
○「若手職員を対象とした顕彰制度の創設や、実績・評価に基づく人事運営を徹底すべきである。」	官房秘書課	・ 3 月末までに、官房秘書課は、顕彰制度について検討し、成案を得る。 ・ 3 月末までに、官房秘書課は、人事評価の省内ルール案を作成する中で、具体的な評価方法、評価の昇任等への方法等を定めた内部ルールを策定する。【再掲】	（・ 1 月に新しい推薦ルール等の検討に着手した。（秘書課））